慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	報告一:EU競争法における制裁金算定の理論と実務
Sub Title	
Author	伊永, 大輔(Korenaga, Daisuke)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.87, No.6 (2014. 6) ,p.74- 93
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事 : 平成二十五年度慶應法学会シンポジウム EUの政治・経済秩序
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140628-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報告

E U 一競争法における制裁金算定の 理論と実務

広島修道大学准教授 伊 永 大 輔

はじめに

U

競争法においては、

違反事業者に多額の制裁金

め

のは、 ための 影響を与えてい なりつつあり、 は、 決において裁判所が制裁金の高額化政策を認めてから を超える制裁金は課されてこなかった。転機となった までは重大かつ悪質な事案についても総売上額の二% 九六九年までこの権限は使われず、 が課される仕組みとなっており、 数千万ユーロという巨額の制裁金も例外ではなく 一九八三年の Pioneer 事件判決である。 制裁金賦課権限が与えられている。 多国籍 企業の事業戦略に無視できない 欧州委員会にはその 一九八〇年代前半 しかし、一 当該判

見可能性を高める方向で大幅に改訂されたものである。 の運用実績等を踏まえ、抑止力を強化するとともに予 算定ガイドライン (以下「二〇〇六年指針」という) は (3) インを告示している。二〇〇六年に策定された制裁金 び算定に当たって考慮すべき要素を列記したガイドラ 中立性を確保することを目的に、 に基づいた裁量に委ねられている状態にある。このた 公正かつ妥当な算定方法については欧州委員会の実務 裁金額が算定される旨が定められているのみであり、 九九八年の同指針(以下「一九九八年指針」という) 欧州委員会は、 制裁金の決定に当たって透明性と 制裁金の算定方法及

九年の 八年の により、 二〇〇六年指針に基づいた算定方法を採用すること Car Glass 事件では総額一三億ユーロ、、欧州委員会の課す制裁金額は急騰し、 Gas事件では総額一一億ユーロを超える制 一三億ユーロ、

n

るとともに、

違反行為の重大性と期間を考慮して制

事業者の前年度総売上額の一〇%が制

裁金額上限とさ 規定上、

違反

|州委員会による制裁金賦課権限は、

員会の に思われる 述だけ 事 景には、 式的に批判する向きがある。これまで裁判所が欧州委基づく欧州委員会の裁量が広範に及んでいることを形 なるの 何故EUでこのような が例の 一が課されるに至る。 で無秩 積み上 裁量をほとんど問題としてきてい かを十分に理 従前からの欧州委員会の法執行による適切な 序に げがあると考えられ、 批判するのは適当とは 解 これに対し、 しない 巨額 0 まま、二〇〇六 制裁金が課されることと ガイドラインの記 我が国に ないことの背 言えない 年指 お 11 針に よう ては

行ってみたい。 が 実務にはどのような理論的背景があるかについて、 州委員会によって運用されているか、 定方法を定めた二○○六年指針が実際にどのように欧 国独占禁止 そこで、本稿では、 法 \mathcal{O} 理 論と実務を踏まえながら検 EU競争法における制 そしてその運用 裁金 討を 0 我 算

二〇〇六年指針

は、

制

裁

金の算

定方法を一

段階に区

な(者る)9への たも 度が、 めの行政上の措置として機動的に発動できるように ることを目的として、 経済的誘因を小さくし、 のとなっている。 判決において同 欧州司法裁判所 般 五〇頁)と理解されていることからすれば、 予 防 の 制裁を第一義的な目的としている点にお カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその (最判平 をも目的としている。(8) 成一七年九月一三日民集五九卷七号一九 調する考えを示しており、 E C J 我が国独占禁止法における課徴 カル カ が一 ハテル テル禁止の実効性確 九七〇年代から複数 この 0) 予防効果を強 Í 的 ľ 確立 関 違反 しては 保 L 金制 · て 異 事 たも 化 0) た 業 す

ある。 反事業者の 0 合わせるという手法で基礎額を算定するというも 為の対象商品の売上 を行うとしている。 定し、第二段階で違反行為の態様等を考慮して加減算 別しており、 基礎額を加算 一段階 基礎額を減算するなど、 第一 では、 Ü 段階で基礎 欧 第 額に算定率と違反行為期間 州委員会に調 主導的役 段階 ば、 額 と割を (basic amount) 原則として、 査協力を行 担 違反行為態様に応 9 た違 反事 0 を掛け 違 を決 反行

般

0

欧州委員会における制裁金算定の方法

的

に裁

違

反行為を行う他の事業者に対する抑止力

制

E

じた加

減算調整とともに、

制

一裁金額が事業者の総売上

カ

整が行 な地位を占めるものであるが、 員会に提出するなどの全面的な調査協力を行った場合 行為者が自発的に違反行為を申告し、 免適用を経て、 額 となった諸論点について検討を加える。 る制裁金額決定要素に関し、 のとおりである)。 の 一 制裁金額を免除又は減額することを定めた制度であ る 以下では、 [州委員会における事件審査において非常に重要 お ○%という法定上限を超えない 成裁金制 n る。 二〇〇六年指針に示された各段階におけ |度の各段階における算定手法の概要は その後、 制裁金額が決定される仕組みとなっ なお、 リニエンシー制度とは、 リニエンシー 実際の事件において問題 本稿では取り扱わ 制 証拠等を欧 かなどの最 度に基づく減 違反 州委 ない 終調 7 表

算定率 の水準とその考慮要素

0

実施行為の有無等) 違反行為者の市場シェアの合計値、 三〇%を上限とし、 〇六年指針では、 価格カルテル、 が考慮された上で決定される。 違反行為の重大性 売上額に乗じられる算定率は 市場分割カルテル、 違反行為の (違反行為類 地理的 生産数量 範囲 型 そ

率である)。

我が国

独占禁止

法における同

様

の違

おけるハードコア・ 質から 二○○六年指針のこの記載だけを見れば、 ル 通常、 テル等 して最も 上限 0) ハ 1 の三〇%となる旨が記載され 悪質かつ ドコ カ ルテルに対する課徴 ア・カル 重 大な競争制 テル は、 限行 違 治であ 反行 金算定率が 我 てい が国に 為 0) 性

5,

原則一〇% (小売業は三%、 非常に高い水準に算定率が設定され 全世界の需要者を対象に価格 ハードコア・カル しかし、 卸売業は二%)であること 実際の欧州委員 るの テルについ カル が一 般 テ

これまでの市場支配的地位の濫用事件の中で最も高い算定 なった Intel 事件 務との間に大きな差異が見られるため、 は過去最大である)。二〇〇六年指針の記載と法執! て悪質な競争制限事件である Marine Hoses 事件に び市場分割カルテルを長期間にわたって行った、 なっている。 執行を見てみると、 るようにも思われる。 と比較して、 なお、 是非を論じる上では、この点に留意する必要がある ても、 五~一八%の間で算定率が決定され カルテル以外では、 算定率は二五%に過ぎなかった (この算定率 が 五 %の算定率であった 市場支配的 算定率の 地位の濫 これ 公会の法 ても ル及 前 7 行 は お 8

特別記事:平成二五年度慶應法学会シンポジウム EUの政治・経済秩序

表 2006 年指針に基づく制裁金算定手法の概要

基礎額(Basic Amount of the Fine)	
売上額	欧州経済圏 (EEA) 内において違反行為と直接的又は間接的に関係する商品・ 役務の売上額(違反行為期間における最終事業年度の売上額)を基礎とする。(指 針第13段落)
算定率	原則 30%を上限として決定する。(指針第 21 段落)
違反行為期間	違反行為年数(6 か月未満の場合は 0.5 年に換算、6 か月から 1 年未満は 1 年に換算)ごとに最大 100%を加算する。(指針第 24 段落)
エントリーフィー	ハードコア・カルテルの場合には、以上の算定値に前年度売上額の $15\% \sim 25\%$ を加算する。(指針第 25 段落)
加減算事由(Aggravating and Mitigating Circumstances)	
加算事由	次の場合には、行為態様に応じて基礎額に加算することができる。(指針第28段落) • 類似の違反行為を反復・継続していた場合(違反歴1件ごとに最大100%を加算) • 欧州委員会の事件調査を妨害したり、協力拒否した場合 • 違反行為への参加を強制したり、離脱を妨害した場合 • カルテル破りをした者への報復措置などが行われた場合
減算事由	次の場合には、行為態様に応じて基礎額に減算することができる。(指針第29段落) ・ 事業者の単独行為について、欧州委員会の調査開始後すみやかに違反行為を中止した場合 ・ 違反行為が過失により起こったことを立証できる場合 ・ 違反行為に協力せざるを得なかったが、カルテル合意を実施しなかったなど、実質的にみて限定的な関与に留まっている場合 ・ リニエンシー制度外の効果的な協力があった場合 ・ 被害者への損害賠償が行われている場合 ・ 自然人実行行為者に制裁が科されている場合 ・ 弁護士の法的アドバイスに基づいて行っていた場合
抑止力の維持	違反行為者の総売上額に比べて違反対象商品の売上額が小さすぎるなどの場合には、十分な抑止効果を持たせるため、増額することができる。(指針第30段落)
不当利得	違反行為による経済的利得が算定できる場合には、この額を超える水準まで増額することができる。(指針第 31 段落)
法定上限	制裁金額が事業者の総売上額の 10%を超える場合には、10%にまで減額される。 (指針第 32 段落)
支払能力不足	事業者が存続不可能な程度にまで資産価値を失わせることになると客観的に立 証できる場合には、減額することができる。(指針第35段落)

右されることに鑑みても、両者はそれなりに整合的で響を及ぼした市場における売上額と違反行為期間に左おり、二○○六年指針が、課徴金算定手法と同様、影とと比較して、制裁金の算定率はほぼ同水準になって定率は原則六%(独占禁止法七条の二第四項)であるこ

為である排除型私的独占に対して課される課徴金

の算

② 違反行為期間とエントリーフィー

あると見ることもできる。

場合、 で把握することが不適当な場合には、 行為期間を年数としてカウントした上で、一年当たり を〇・五年として、 である。 とに最大一〇〇%が加算されるとしたのは、 あったことに鑑みると、二〇〇六年指針で超過年数ご 加算額が決定される。ただし、 九九八年指針では、 超過年数ごとに一〇%が加算される算定方法で 違反行為期間の算定は、 半年以上の場合を一年として違反 違反行為期間が一年を超える 違反行為期間を年数 半年に満たない場合 月数で把握して 抑止力強

エントリーフィー (entry fee) とは、二〇〇六年指

算額を決定することもある

る。(イン)しては同じ水準が適用されるのが典型と考えられていしては同じ水準が適用されるのが典型と考えられていしては同じ水準が適用されるのが典型と考えられてい リーフィーは、 た違反行為の重大性を反映させることになる。 なるが、その際には、算定率を決定する際に考慮され 前年度売上額の一五~二五%の間で決定されることに 設けられたものである。その加算額は、 れない場合において、 ように、 針における新設項目の一つであり、 違反行為の重大性を違反行為期間では 特定の事件における各違反行為者に対 適切な抑止力を維持するために 度きりの談合 違反事業者の エント 捉えき

(3) 加算事由

額が既に十分な抑止力を確保できていることを理 社や Rhone Poulenc 社に対しては、 Vitamins 事件 (二〇〇一年) はされていなかった。 返した事実は、 徴金算定率が五○%割り増しされる)。 すことができる(独占禁止法七条の二第七項におい する加算は、 加算事由のうち、 我が国独占禁止法でも同様の規定を見出 一九九八年指針では必要的加算事由と 繰り返し違反行為を行った者に対 例えば、 © Hoffmann La-Roche 繰り返し違反してい 算定した制裁 違反行為を繰 由 て課 た

額

0

増

「額要因として重要である。

可

能である。

繰り返し違反であったことを理由とした増額はされ か な

事件もある。繰り返し意事件や上限の一〇〇%加 る¹⁹は こ し 〇 額 0 0 重大性の文脈で考慮されることになるため の算定段階における算定率の決定場面でも違反行為 一〇〇六 しかし、 5 。 の 五〇%の 加 九〇 繰り返し違反をしている場合には、 算とする旨が明記され % 加算に留まるのが一 で は、 0 加算がされた Calcium 加算がされた Sodium Chlorate 繰 ŋ 返 違 ているが、 反 般的となってい 0 場 谷に Carbideは 実際に 制 基礎 裁金 最大

事件などの例があの加算例として、 事件では、二五% (Greek Ferries 事件) 事件では三〇%の の多くは一九九八年指針のもとで算定されたものであ Electrodes 事件)まで加算事 加算事由の dle Waxes 事件では五 (25) ○六年 例がある。 一つである調査妨害に対しては、 Graphite Electrodes 事件や Nintendo 加算が行 また、 われ 0 指針に基づき算定され % 例が多数存在するが、そ 主導的役割が認定された 0) ていることに鑑みると、 加算、)から八五%(Graphite Marine三五. Hosesた %

> of equal treatment) ality) とで、 ると、 針と同 役割に関する加算は、 するのは難しいようにも思えるが、 ように加算率 されることになるが、 主導的役割を担った違反事業者には 裁量で決定される部分が大きい。 0) EUにおける一 (26) 26 具体的 |様の 問 題とし ものであることが見て取 事 Ó 例にお 上 一限も て裁量 Þ ·比例原則 般法理である平等原 過去の事 いて加算率 明記されておらず、 EUでは 権 0) 踰越濫用を争うことも 例と比較して論ずるこ 繰り返し (principle of proportion の多寡を法的 このように比 調査妨害や主 れる。 律五 違 劕 欧州 我が 反 \bigcirc % 0 (principle 委員会 が加算 国 場 導的 合 では す 0

 \mathcal{O}

例として Volkswagen 事件などがあるが、いずれの加算例として French Beef 事件、同様に二〇%の(窓) 針に基づいて報復措置による加算があ も一九九八年指針に基づくものである。 算され 査 のところ公表されていないように思われる。 崩 始後も違反行為を継続してい た例として、 Fittings 事件がある。 たとして六〇 った事例 二〇〇六年指 また、 事例 加 % 現 0

二〇〇六年指針の採用するア

゚゚゚゙゙゙゚゚゚

口

1

チ

は

九

九八年指

加 調 在

(4) 減算事由

0

判断を持ち込まないよう設計した結果、

記された。この点、我が国の課徴金制度においては、一九九八年指針では特に限定なく減算事由とされていたところ、実際にもカルテル等の共同による競争制限による度重なる厳格化の要請を受けて、二〇〇六年指による度重なる厳格化の要請を受けて、二〇〇六年指による度重なる厳格化の要請を受けて、二〇〇六年指による競争制限においては、美原行為の即時中止については、減算事由のうち、違反行為の即時中止については、

い リ な ッ い33ト 為期間が短くなることで算定額が少なくなるというメ 止に限定されてい き旨が主張されたが、 員会による調査開始前の自発的中止も減額対象とすべ 条件の下で二〇%の (独占禁止法七条の二第六項)。 が既に生じているためであるとして認められて 我が国における早期離脱に基づく課徴金減額 るのは、 減額が行われることとなっている 減算事由 調査開 EUにおいても、 が調 始前 査開始後の即時中 の離 脱は違 欧州委 反行

> 違反行為であったことが特に立証された場合に制裁金を減額するかたちで配慮することとしたものである。 ただし、ハードコア・カルテルのような共同行為が過失によって行われることは想定し難いため、二〇〇六年指針では明示的に除外されている。その他の違反行失に基づくものであることは既に考慮されているためよる減額が認められた事例である Akzo 事件では、不よる減額が認められた事例である Akzo 事件では、不よる減額が認められた事例である Akzo 事件では、不よる減額が認められた事例である Akzo 事件では、不らして減い。 道反行為できない法規制分野に属するとして減いであることができない法規制分野に属するとして減い。 当廉売という濫用行為類型は競争法の違反射程を明確に画することができない法規制分野に属するとして減いるため、 は、不とは、不は、不は、不は、不は、ない、というに、ない。 とに注意が必要である。

調査開始前にカルテル行為をやめた場合には、

一定の

とが要求されていたが、カルテル価格に追随した違反sive) であるか、追随者(follow my leader)であるこー九九八年指針では、全くの受け身(exclusively pas-

がも

問制を

れているように思われる。

のメリ

ットが想定できるため、

その

合理的

論拠

ited)」な違反行為参加であることが要求され

二〇〇六年指針上、「実質的に限定的

(substantially lim-

てい

違反行為における従属的役割が認められるためには

過失に関する減算事由は

制裁金賦

課

0

可否段階に

お

故意による違反行為か過失による違反行為か

過失による

れた Airfreight 事件を除き、

多くの事件において二〇

○六年指針の当該要件が高いハードルとなって減算は

は、

のように厳格に解し

いとしている。EUにおいること自体が本来的には減

的であることに鑑みれば、

ことは多くなく、

個人に対する刑事罰を科 元々これらの

す国

[も限定

ては、 額事

損害賠償が先

行する

·由を構成することは

と解されている。したがって、一〇%の減算が認めらや決定に反する行動をはっきりとることが要求される

身状態であるだけでは足りず、

他の違反行為者の目的

カルテル会合に参加していないといった形式面で受け

「実質的に限定的」との文言に該当するには

わ

な関与に留まっていることが必要と考えられる。 (37)

て認めるには、

単なる機会主義的行動を超えて限定的

事

子業者は

カルテルの恩恵を受けており、

減算事-

苗 とし

た、

たが、 事件がある。しかし、本件における Taltaft おける五〇%の減額事例として Italian Raw シー 免申 当時 ない例外もないわけではない)。 認められてきていない (知) にだし、 が 失った者であった。この点に鑑みても、 設けられた本来の趣旨とは異なるかたちで利用され 調査協力に基づく減額については、 請 め リニエンシー 度に基づき減免を受けることができる資 0 欧州委員会の調査開始前にカルテル参加者に減 事実を漏らしたため、 しかし、本件における Deltafina 社は 制 (度に基づく減免申請を行ってい 結果としてリニエ カルテル事件に この減算事由 Tobacco

> れた *Nintendo* 事件がある。 社の英国における販売代理店) シー を認めることができる旨が定めら 然人実行行為者に制裁が科されている場合なども する決定的文書を提供した John Menzies 社 に関しては、 なお、被害者への損害賠償が行われている場合や自 被害者への損害賠償や個人への制裁が行わ 制度の適用がない垂直 特異な事例であったと言える。 欧州委員会の 調査開 |的制限が問題となった事件 に四○%の減算が与えら れているが、 始後に違 他 方、 反行 (Nintendo IJ Ĺ n 裁 劉判所 7 エ ン

(5)

最終的

と言えよう。 このような場面 由となり得る場

での適用をだめ押し的に否定するもの

面は限られてい

る。

裁判

見解は

事情が 所の

Liquid Crystal Displays (LCD) 事件における Samsung 七六○億ユーロもの年間総売上額に対して欧州

社は、

経

済圏

E E A

内

の売上

額が小さすぎたことから

て て い (お る⁴⁶り、 る)。このような違 免申請を行っており、 額に関する裁量が認められているのは競争法を遵守さ よって一方的な加算が認められるのであれば、これま た(ただし、 制 せるために直接企業行動に働きかけるためであるとし での算定方法が無に帰すのではないかという疑問 裁金 欧州司 |の抑止力を保持するために二○%の加算がされ このような裁量であっても認められるとされ Samsung 社は欧州委員会の調査開始 法裁判所によれば、 反 最終的に制裁金は全額免除され 行為に直 一接付随 欧州委員会に制裁金 しない 事 和前に減 も湧 由 7

額適用に対する批判もある。 過利益を得ることができるのはまれであるとして、 13 事情も増額要因として考慮されるが、二〇〇六年指針 比して制裁金額が低いと言える場合には、 カ パルテ また、 ルに て適用例はないようである。この点については 違反行為によって得た不当な経済的利得 おい て算定率上限である三〇%を超える超 このような :額と 増

> とは、 その原因の一つに、ここでいう「事業者」(undertaking) で減額されることとなるが、その適用事例は多くない (decisive influence)を及ぼし得る最終親会社を頂点と カルテル合意を実施した企業に決定的 影響力

でも、 における売上額を指すとされる。 ある。これに加え、ここでいう「総売上 (⁽⁸⁾) した企業グループ全体を指すとするEU独白 違反行為が構成される場合があるが、そのような場合 等から複数の独立市場に影響を与えるとして、 しては一つの 含み、その地理的範囲もEEA内に留まらず、 turnover) とは、 違反行為ごとに制裁金が算定されるため、 カルテル合意であっても、 違反行為の対象商品以外の売上 また、社会的事実と 商品の代替性 自の 額」(tota 複数 全世界 有額 用 0 が

品を取り扱う企業が必然的に多くなることになる。 (51) 中小企業をはじめとする、事業活動範囲が狭く単一 制裁金額の法定上限の恩恵を受けることができるのは 裁金の合計額が問題となるわけではない。(50) ○%の上限が適用されるのも違反行為ごとであり、 結果とし 7

小企業に対しては軽減算定率 が国の課徴金算定においては、 六〇%減額に相当) が用いられているが、 (独占禁止法七条の二 主に政策的 配慮から Е

業者の総売上額の一〇%を超える場合には、

%

ぇ

五.

項

以上により算定された制裁金額が法定上限である事

れる。

では全く異なるアプロー とならないような結論が導かれている点が興味深 て、Heat Stabilizers 事件、Bathroom Fittings 最後に、支払能力不足が考慮され減額された事 チから中小企業に過度な負担

慮し、 件などがあり、近年において規定の適用が多発してい (55) して、Heat Stabilizers 事件、Animal Feed Phosphates 事 して、Heat Stabilizers 事件、Bathroom Fittings 事件 る状況にある。支払能力の有無をいかなる基準から考 原則とも関係する論点であり、 どの程度の減額に繋げるかは、 先例による蓄積が待た 平等原則や比例

Bathroom Fittings 事件、 (33) はおれ減額された事例と

といえる。しかし、ここでいう「売上額」とは何を意度)を表している点で「売上額」は適切な指標である とする旨が定められている(56) て初めて登場した論点であり、 味するのかについては、二○○六年指針の策定によっ 的重大性と違反事業者の違反行為への影響力 おける課徴金算定手法と同様であり、 裁金額を算定するという手法は、 違反行為に係る商品 ・役務の売上額を基礎にして制 その文言解釈をめぐっ 我が 違反行為 国独占禁

0 ιĿ

(寄与 経済

Ξ 金制度 一 売 上 額 概念をめぐる諸論点と我が国 1の課徴

では、 上 金額の決定において最も重要な位置を占めるのは 額 二〇〇六年指針で採用された算定方法の中で、 違反行為の重大性に基づいて直接基礎額を決定 (value of sales) 0) 概念である。 一九九八年指針 済圏 制裁 売

していたが、二〇〇六年指針においては、

(EEA) 内において違反行為と直接的

商 品 範囲、 から見た関連売上額の概

(1)

て争いがある。

外されるとして決定を行った。原告は、「売上額については、制裁金算定対象となる売上 会は、 概念をより狭く捉え、 要者の支払価額に影響を及ぼしていない ルテル合意では実施不可能な取引の売上額 対象となるのではないとして問題となった。 限が生じた市場における違反事業者の取引全てが算定 「Mernational Removal Services 事件では、 制裁金の算定段階で、 カルテル ①契約手続が異なり、 合意の対象となって 下請業務 欧州委員 額 上 2最終需 競 額 から 争 の売 力 制

最終事業年度の売上額)

に算定率を乗じた額を基礎額

係

がする商

品

役務の売上額

(違反行為期間におけ

る

又は

的に

欧州経 間 接

下している。 ない取引はすべからく売上額に算入されるべきでない 裁判所は、 この主張を棄却する判決を

あるとして、 なっているところ、本件では違反行為の対象となった れることとなった。欧州委員会は、 価 であるとの主張がなされ、この点について判断が迫ら テル合意の対象外であって売上額から控除されるべ 『格を基準にして特製品の価格が決定される可能性が :間接的に関係する商品の売上額も算入する規定と また、Bathroom Fittings 事件では、 特製品の売上額も算定基礎とする判断を 理事会規則の文言 特製品 は 力 き ル

されるとする判断枠組みがとられてい ない限り、 えて除外したことと同視し得る特段の事 の範疇に属する商品であれば、違反行為の対象からあ であることが求められる行政上の措置 ここで言う「違反行為の対象商品」 七年九月一三日)であるため、 てい 同様の問 . る。 問題は、 課徴金制度は算定基準が明確で算定が容易 我が国の課徴金制度においても発生 違反行為の対象商 に該当するかとい . る。 情が (前 我が国では 掲最判平 認められ 品 成

> 経済的 として、合意の対象商品に含めて「違反行為」を認定 なっているものと各事業者は認識 れるのであれば、 の価格がカルテル対象商品の価格を基準にして決定さ 認定段階で柔軟に違反対象商品を広げることで実体法 拡大解釈することには抵抗が強い。このような問題 得ないとの問題 課徴金算定段階では非裁量かつ硬直的な運用しか を確保する目的から適当とは言えないと考えられるが を算定対象から一律に除外することは、 う形で問 「処理するのが通例となっている。つまり、 対応策として、 カルテル合意の対象外の商品であっても、 利得が観念される商品の売上額について、これ おれることになる。違反行為に基づく不当な 心意識が 公正取引委員会は、 実質的にはカルテル合意の対象と ?あり、 「対象商品」との文言を していたはずである カルテル合意の 適切な抑 その 形式的に 商 ?行 止 力

0)

は 上

費が最終製品の売上 終製品の価格の重要な部分を占めるとしても、 る Copper Industrial Tubes 事件では、 れた場合の売 さらに、原材料を除いた部分についてカル 上額の捉え方が問題となっ 額から控除される理由にはならな 原材料 た事 テ 原材料 費 例 ル が最 が であ 行

わ

するのである。

数 法 0 統値を意味するとの解釈が固まっており、日欧で同語の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前 理 七条の二 論 が 構成 判 示され から 一所定の 同じ 7 売上 r V る。 63 お論が導かれていると考えられる。 この点につい 額 の意義については、 ても、 独占禁止 欧で同様 事業 0

(2)玉 カ ル 轄 テル 域 内に 事件等 おける関連売上 \dot{o} 行為の影響が特定地 額 0) 概

域に

限ら

上

一額は、

LCDパ

ネル

13

関して最初に実現した売上

(the first "real"

sale)

が欧州

域内であったものであ

連関

(strong nexus)

が

認

8

的に、 その売上 でEEA内に所在する需要者に販売されているため 上 れていることから、 ることを理由 あったが、 額 n 版が E な 一問題となってい えば、 11 事件に 欧州 EA内において関連するものに限定して規定さ 額 CPUは主にコンピュー 委員会は、 が把握できないという問題が生じた。 Intel 事件ではC おい E E ては、 そ 日いて基礎額としている。 (65) | A内に所在する企業が発注 この売上 0 二〇〇六年指 意味することをめぐって解釈 Р Ū 額よりも低い数字とな が タに搭載され . 違反 針に 対 お 象商 いて売上 最終 した た上 品 で

> れるものであるとともに、 EEA内における強い

本件違反行為が

欧州

域

内

0

るか

化し た66び た分の売上額 0 (EEA外 が引き渡された分の売上額)、 品化のためにEEA外のグル 者がLCDパネルを発注 が ②の売上額合 者が製品化 引き渡された分の売上 その理由について、 た 上 で の E E A 内 0 需要者にLCD してEEA内の需要者に最終製品 の三つ 計を欧 0 州域 へ の 一額)、 欧州委員会は、 売上額を区別した上 パ 内に ープ会社に当該LCD E E E A 内 に 直 (2) ネルが引き渡され ③EEA内へ 一接販売 ジグル におけ ī る関連売上 販 E E プ会社 ① 及 び ② 0) Α 内で 間 記を販 内 た る 額とし 接 が 分 0 の売 製 ネ 0 及 売 jį 製

考えたことによる。(88) を基礎額とすることで十分な抑止効果を達成できると 定対象に含めなかったが、 らだと説明している。なお、本件では③の売上額需要者に及ぼした被害を最も明確に表すものであ ネル もEEA内で製品 既に算 に搭載され これ 定された① は、 て販売され ①及び② 及び (2) \widecheck{o} \widecheck{o} 売 ること を算

内

0

直

」接販売

(EEA内

の需要者に直接LC

Ď パ

ネ

が

予想されるところ、

実務的

に

Е

EA内で販売され

Liquid

Crystal Displays 事件では、

① E E

Α ル

分のCPUの

売上

一額を用

木 0

[難だったのではないかとも考えられ

みを厳密に区別して重複算定しないようにするの

ú

搭載製品の売上額全体から③の売上額

たLCDパネル

販売価 段の記 部 点を提供しているように思われるからである。ブラウ 0 礎 カルテル事件の課徴全解釈基準については、 (69) 事 あるように思われる。 ン管を内蔵したテレビ等が製品として日本にもごく一 いて生じた売上額と言えるかが問題となっている。 南アジアにおける現地子会社等に対するブラウン管の 示 おける関連売上額とは何かが徐々に明らかになりつつ Displays 事件における③の売上額と同様の間接的な売 Iが生じているとも考えられるが、 を当該子会社等の売上額としている点で、 ·件における国際カルテルで問題となる「売上額」 問題は、 唆に富むように思わ 以上のような事案を通じて、二〇〇六年指針には特 流入していることからすれば、 格カルテルを問題とする一方、 「述がなく、これまで不明確であったEEA内に Liquid Crystal Displays 事件と共通する論 の課徴金算定上の問題解決に当たっても 我が国におけるブラウン管国 れる。 特に、Liquid Crystal Displays 本件では、 欧州委員会が制裁 課徴金算定の基 Liquid Crysta 日本企業の 日本にお 東 際 0

うに思われる。

則つ 徴 明 件違反行為が日本国内の需要者に及ぼした被害を最 本国内で強い連関が認められる売上額であったか、 0) 釈がEUと同一 販売されるもの)ではない。 て、 金 。確に表す売上額であったかという点については、 金制度の趣旨 基準自体は、 の算定対象と考えたのはその流入分の売上額 (そのほとんどが製品に加工されて日本外の たものであることは斟酌される必要があろう。 日本国外で最初に実現したブラウン管 に照らしても検討すべき事項であるよ の基準で行われる必然性は 売上の実現地という国際会計基 我が国における法規 ない 0) 需要者に であ 上 準 一額全 本 日 13

○○三年度はこれら二社による共同事業体(JV) 平等原則との関係で問題視された。 に関してのみ二○○一年度の売上額を用いたことが 採用される一 行為期間内の最終年度である二〇〇三年度の売 針に基づき、 Gas Insulated Switchgear 事件では、一-(で) (で) 制裁金算定における基礎額に 方、Mitsubishi社と Toshiba社 欧州委員会は、 九 つ V 九 の二社 て違反 八 年指 が

年 である。 事 正 ており、 7 0) できないとした。 反映するなど、 V を F. す 0 0 を述べている。 業者 確に 门問題 'n 間に限定されて σ 方法を用いることは この点について、 の売上額を二〇〇一 0 事業活動 ば、 算定対象期 地 保する観 の 把握することが は生じ得な 位 その 関連売上 現在のように各年度ごとの売上 が か .適 点か が行 一切に 期 異なる取扱 しかし、 年度の売上額を代替的に用 間を大幅に拡大又は無期限 間 5 いることに関しては、 課徴金の算定対象期 額を算出することが わ 61 反 0) 我 売 'n 扱 玉 (映できな 年 内外 なぜなら、 が 可 F. た期間が最 13 可 裁判所 能 額 国 度 を客観的に 能であっ 能であるため、年 (73) の会計帳 におけ から批 13 0 売上 いため、 の程度を最小限とする他 は、 つる課徴 判 長三 たのであって、 額 違 がされ 100011 反行為の 正当化することは 0 水がめら 一年間 J V 間 比 年 |額を把握しよ 適切な抑 が最 金制 率に 帳簿書類 化しようと ・度ごとに各 に限定され 設 7 41 度に 基づ 一年度 たと理 長でも三 れるから 実行とし 立 、るとこ 0) 本件 分ら 影響 同 W 0

様

てしまうことが

あるため、

二〇〇六年指針

0)

下

では

平均売上

額を代替的に用

11

た事

見られる。過度違反行為期間は

度 中

0) 0

擬制は運用をより難しくする

側

面

期間 に把握 急激に成長した市場の場合には過剰な制 であると考えら 定対象期間 徴金額とするには、 抑止力を発揮させるべく、 ずるおそれがある。 うとしても、 (法人税法一二六条 中 の平均売 するのではなく、 の売上 帳 n 上 簿 る。 額を一定程度擬制することが 額と擬制 書 売上額を帳簿書類に つまり、 項 類 最終年度の売上 とされてい の法定保 二〇〇六年指 違 したのでは、 課 反行 徴 存 金に 為期間に見合 ることと矛 期 間 本来 |針と同 額をもって算定 近時に 基 が 裁金額となっ 概 づ 期 W ね 不 お 7 盾 七 0 正 可 n が 年 È る 生. 間

Ĵ 7

由

0

売

Ē 額

額に相当する額を算出したのでは、

二社の 、てそれ

競争

ぞれ

Ŀ

ĩ

かなく、

これを出資比率に基づい

几

お

わ

i)

ことを確認しておきたい。

課徴金算定に

におけ

うる明

確性

をも

向

上させるもの

あ

あるとの

経

験を踏まえ、

適

切な配慮がなされ

た擬

は が

するため、 欧 州 委員会は、 近年、 競争法の執行を積極化させ、 Е Е Α を 場と 本 競

限

行為の

排

除を特に重視してきてい

る

稿

で

える。

ゼンスを一層高めることにも大きく貢献していると言 る。二〇〇六年指針は、EUにおける競争総局のプレ シー制度の利用を強力に促進する波及効果も顕著であ 果を劇的に高めたばかりか、EUにおけるリニエン た制裁金は軒並み高額化し、違反行為に対する抑止効 象の一つであろう。二〇〇六年指針に基づき算定され 扱った二〇〇六年指針は、そのことを示す象徴的な事

進的な論点にも意欲的に取り組む姿勢を見せており 欧州委員会は、先に見た統一市場化という目的から先 を明確化することに繋がる点を見逃してはならない されるとともに、先例の集積が欧州委員会の裁量基準 見たように、争訟実務によって各種概念・規範が洗練 る内容を含んでいるのも事実である。しかし、本稿で ならず他国とも異なる点が多く、法的にも検討を要す 州委員会の制裁金の算定方法については、我が国のみ 者側から強く主張されていることでもある。また、欧 素の明確性が不十分であることに対する不満は、事業 の、欧州委員会の裁量は未だ広範囲に及び、各考慮要 よって制裁金額の予見可能性は一定程度高まったもの 他方で、一九九八年指針と比べ、二〇〇六年指針に

> じて、二○○六年指針をめぐる解釈・規範のより一層 れる。今後も、違反行為に対する積極的な法執行を通 関しても参考となる点が多く含まれているように思わ その実務と理論は、我が国における課徴金算定実務に

の進展を期待したい。

- $\widehat{1}$ Française v Commission [1983] E.C.R. 1823 Joined Cases 100/80, etc. Musique Diffusion
- 2 No 1/2003, OJ L 1/1 (Jan. 4, 2003) Art. 23(2) and (3) of Council Regulation (EC)
- (∞) Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003
- OJ C 210/02 (Sept. 1, 2006) [hereinafter 2006 Fining GUIDELINES]
- $\widehat{4}$ pursuant to Article 15(2) of Regulation No 17 and 1998) [hereinafter 1998 Fining Guidelines Article 65(5) of the ECSC Treaty, OJ C 9/3 (Jan. 14 Guidelines on the method of setting fines imposed
- 6

Case COMP/39.125—Car Glass (Nov. 12, 2008)

5

- Case COMP/39.401—Gas (July 8, 2009)
- Commission [2011] E.C.R. II-3729. なお、この裁量が See, e.g., Case T-211/08 Putters International v

- 2006 Guidelines on Antitrust Fines: A Legal and もたらす不確定さが抑止力を高めているとの指摘も Economic Analysis, 30 World Competition 197, 205 ある。Wouter P. J. Wils, The European Commission's
- (∞) 2006 Fining Guidelines, *supra* note 3, at ¶4
- (9) ただし、課徴金が違反行為に対する制裁として の機能を果たしていることは、裁判所も認めるとこ

ろではある。例えば、東京高判平成二四年五月二五

- 日(平成二三年(行ケ)第七号)審決集五九巻第二 分冊一頁参照〔防衛庁ジェット燃料〕、東京高判平成
- 東京高判平成一六年二月二〇日(平成一五年(行ケ) 審決集五七巻第二分冊一三四頁〔バイタルネット〕、 二二年四月二三日 (平成一九年 (行ケ) 第四五号
- (1) Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases, OJ C 298/17 (Dec. 8 第三○八号)審決集五○巻七○八頁〔土屋企業〕等。
- 13 12 (\Box) 2006 Fining Guidelines, *supra* note 3, at ¶21-23 at ¶445. Case COMP/37.990—Intel (May 13, 2009) at ¶1785 Case COMP/39.406—*Marine Hoses* (Jan. 28, 2009)

Competition Policy Newsletter No.3/2006, at 4. its Guidelines for setting fines in antitrust cases

See Hubert de Broca, The Commission revised

- (5) Case COMP/39.258—Airfreight (Sept. 11, 2010) at
- (17) Case COMP/39.092—Bathroom Fittings (June 23) Broca, supra note 14, at $\P 4$
- (18) Case COMP/E-1/37.512 (Nov. 21, 2001), Vitamins [2003] OJ L6/1; Methionine [2003] OJ L255/1

2010) at ¶1225.

- 例えば、Power Transformers 事件におけるAB
- (2) Case COMP/38.695—Sodium Chlorate (June 11) Power Transformers (Oct. 7, 2009) at ¶256. B社には五○%が加算された。Case COMP/39.129
- (a) Case COMP/39.396—Calcium Carbide (July 22

2008).

- (2) Graphite Electrodes [2002] OJ L100/1 at ¶164 Case COMP/35.587 PO Video Games
- OJ L255/33 at ¶419. この制裁金額の加算は、裁判所 COMP/36.321 Omega (Oct. 30, 2002), Nintendo [2003] COMP/35.706 PO Nintendo Distribution and

- sion [2009] E.C.R. II-947 at $\P144\text{-}145$ でも認められている。Case T-13/03 Nintendo v Commis
- (A) Greek Ferries [1999] OJ L109/24 at ¶159
- 25 at ¶681-686 Case COMP/39.181—Candle Waxes (Oct. 1, 2008)
- 26 Eendracht v Commission [1998] E.C.R. II-1129 at \P らないことを意味する。Case T-311/94 BPB de ず、異なる状況にある場合に同じ取扱いをしてはな 同等の状況にある場合に異なる取扱いをしてはなら 平等原則とは、客観的に正当化されない限り、
- (27) 比例原則とは、執るべき措置は、法目的を達 Commission [1998] E.C.R. I-2265 at ¶96 I-4023 at ¶13; Case C-180/96 United Kingdom vCase C-331/88 Fedesa and Others [1990] E.C.R らすものであってはならないとするものである。 らず、そして、目的に対して不均衡な不利益をもた てはならず、負担が最小となるものを選択せねばな するために適切かつ必要な範囲を超えるものであ 成
- ($\stackrel{(a)}{\approx}$) French Beef [2003] OJ L209/12 at ¶173
- 29 本決定は別の理由に基づき裁判所によって取り消さ Volkswagen [2001] OJ L262/14 at ¶121. ただし、

- [2003] E.C.R. II-5141 れている。Case T-208/01 Volkswagen v Commission
- (3) Fittings [2007] OJ L283/63 at ¶779-785. ただし、 この加算分は別の理由に基づき裁判所によって取り Commission [2011] E.C.R. II-1223 消されている。Case T-385/06 Aalberts Industries v
- 31 本件では一〇%の減額が適用された。 See, e.g., Interbrew [2003] OJ L200/1 at ¶317-319.
- 2006 Fining Guidelines, supra note 3, at 129
- (\mathfrak{C}) Choline Chloride [2005] OJ L190/22 at ¶209-210 この考えは裁判所によって支持されている。Joined
- Commission [2004] E.C.R. II-1181 at ¶341. Cases T-236/01, etc. Tokai Carbon and Others v

34

2006 Fining Guidelines, supra note 3, at 129

36

2006 Fining Guidelines, supra note 3, at \$29

- I-3359 at ¶163. Case C-62/86 Akzo v Commission [1991] E.C.R
- <u>37</u> (Sept. 30, 2010) at ¶1023 See, e.g., Case COMP/38.344—Pre-Stressing Steel
- (🛠) See Case T-26/02 Daiichi Pharmaceutical v Com mission [2006] E.C.R. II-713 at ¶113; Sven B. Völcker Rough Justice? An Analysis of the European

- Commission's New Fining Guidelines, 44 COMMON MARKET L. REV. 1285, 1312 (2007).
- (\mathfrak{R}) Airfreight, supra note 15, Commission Press Release IP/10/1487.
- (40) 例えば、*DRAMs* 事件の Toshiba と Mitsubishi は、全面的に違反行為に参加しているとまで言えず、違反行為期間を通してカルテルの維持に寄与する程度が低かったことから、減額が認められている。Case COMP/38.511—*DRAMs* (Sept. 30, 2010) at ¶42.48, 110.
- (4) Case COMP/38.281—*Italian Raw Tobacco* (Oct. 20, 2005).
- (\(\preceq\)) Commission notice on immunity from fines and reduction of fines in cartel cases, OJ C 45/3 (Feb. 19, 2002).
- (43) Nintendo, supra note 23, at \$454-457.
- (\(\frac{\Pi}{\Pi}\) Case T-59/02 Archer Daniels Midland v Commission [2006] E.C.R. II-3627 at \(\frac{\Pi}{\Pi}\)349-355; Case T-15/02 BASF v Commission [2006] E.C.R. II-497 at \(\frac{\Pi}{\Pi}\)266.
- (45) Case COMP/39.309—LCD (Liquid Crystal Displays) (Dec. 8, 2010) at ¶450.

いる。

- (4) See, e.g., Case T-229/94 Deutsche Bahn v Commission [1997] E.C.R. II-1689 at ¶127; Case C-283/98 P Mo och Domsjo v Commission [2000] E.C.R. I-9855 at ¶62; Case T-204/98 British Sugar v Commission [2001] E.C.R. II-2035 at ¶101.
- [2001] E.C.R. II-2035 at ¶101. 47) Völcker, *suþra* note 38, at 1316
- (名) Commission Consolidated Jurisdictional Notice under Council Regulation (EC) No 139/2004 on the control concentrations between undertakings, OJ C95/1 (Apr. 16, 2008) at ¶135. 欧州司法裁判所は、一九七二年判決以来、一貫してこの考えを支持している。Case 48/69
- Imperial Chemical Industries Ltd. (ICI) v Commission [1972] E.C.R. 619 at ¶132-140; Case C-97/08 P Akzo Nobel NV and Others v Commission [2009] E.C.R. 1-8237 at ¶61.
- (4) 1998 FINING GUIDELINES, supra note 4, at ¶5(a).
- (G) Case T-15/02 BASF v Commission [2006] E.C.R II-497 at $\P 70$.
- (Mar. 28, 2012)のように、中小企業を適用対象として39.452—Mountings for Windows and Window-Doors (原本)のでは、Case COMP/

- (2) Case COMP/38.589—Heat Stabilizers (Nov. 11
- 53 Bathroom Fittings, supra note17
- 54 Pre-Stressing Steel, supra note 37
- <u>55</u> Case COMP/38.866—Animal Feed Phosphates (July
- 20, 2010).
- 57 $\widehat{56}$ 2006 Fining Guidelines, supra note 3, at ¶13
- 58 Case COMP/38.543—International Removal Serv-See 2006 Fining Guidelines, supra note 3, at ¶5-6
- 59 ices (Mar. 11, 2008) Id. at ¶528-530
- 60 and T-212/08 Team Relocations v Commission [2011] E.C.R. II-3569 at ¶60-68 Id. at ¶522, 526 and 532-537; Joined Case T-204/08
- 61 Bathroom Fittings, supra note 17, at ¶1202
- 線タクシー協同組合〕、東京高判平成一五年四月二五 六九一頁 [オーエヌポートリー]。 日(平成一四年(行ケ)第五五二号)審決集五〇巻 九年(判)第五号)審決集四六卷一一九頁〔東京無 公取委審判審決平成一一年一一月一○日 (平成
- (3) Case T-127/04 KME Germany v Commission [2009] E.C.R. II-1167 at ¶91. Upheld on appeal in Case

- C-272/09 P KME Germany v Commission [2011]
- も当てはまると解されている。See KERSE & KHAN された事件であるが、その判旨は二○○六年指針に E.C.R. I-13125. 本件は一九九八年指針に基づいて算定

Sweet & Maxwell

EU Antitrust Procedure 418 (6th Ed. 2012), UK:

- 64 険連盟]。 第七二号)民集五九卷七号一九五〇頁〔日本機械保 最判平成一七年九月一三日(平成一四年(行ヒ)
- (65) Intel, supra note 13, at ¶1773-1777. なお、売上額 $\mbox{$\mbox{$\mbox{$\sim$}$}}$ 2006 Fining Guidelines, $\mbox{$\it supra$}$ note 3, at ¶15. の決定が困難な場合には、入手し得る最も適当な数 (best available figures) を用いればよいとされて
- (6) LCD (Liquid Crystal Displays), supra note 45, at
- ¶380-381.
- 68 Id. at ¶381.

69

公取委排除措置命令·課徵金納付命令平成二一

67

Id. at ¶381, 383

- 年一〇月七日(平成二一年 年(納)第六二号)審決集五六巻第二分冊七一頁 (措) 第二三号・平成二
- 七三頁。 Case COMP/F/38.899—Gas insulated switchgear

である。

*

(Jan. 24, 2007).

(71) *Id.* at ¶489.

(2) Case T-113/07 *Toshiba v Commission* [2011] E.C.R. (73) 加藤秀樹・来生新・京藤哲久・実方謙二・正田 II-3989 at ¶291.

リ九七七号二九頁〔加藤秀樹発言〕(一九九一年)参

涁「独禁法の強化と課徴金の引上げ(座談会)」ジュ

(건) LCD (Liquid Crystal Displays), supra note 45, at

究」(研究課題番号:24730049) の助成を受けたもの 課題とこれを克服する理論枠組みに関する総合的研 本研究は、JSPS科研費「課徴金制度の現代的